

第 44 回日米財界人会議
共同声明(仮訳)
2007 年 11 月 5 日、ワシントン D.C.

日米経済協議会並びに米日経済協議会(以下、両協議会)は、第 44 回日米財界人会議において下記の事項に合意した。

米国経済

両協議会は、予想を上回る個人消費、住宅部門以外の投資及び輸出の伸びの結果、第三四半期の米国経済の実質成長率が、速報値で 3.9%に回復したことに勇気づけられている。この実績は、貸付市場と住宅部門における深刻な問題が成長率全体を押し下げているにもかかわらず、経済が基本的に堅調で強力なものであることを証明している。しかし、このような堅調な状況が今後の四半期においても維持できるかが懸案となっている。

貸付市場と住宅の問題はまだ残っており、近い将来の成長にとっての大きなリスク要因となるだろう。それだけに、両協議会は、米国政府及び連邦準備銀行が金融システムに十分な流動性が供給されることを保障するための努力を続け、適切な政策調整を行うよう求めたい。

国内需要の見通しが不透明であることから、今後数四半期にわたって、輸出が米国の成長を支えする重要な役割を担い続けるであろう。したがって、日本、EU の主要国、主要な新興国の政府が、内需、とりわけ消費主導型の成長を促すようなマクロ経済及び為替政策を実行することが、非常に重要となる。また、米国の経済と市場が貿易と投資に開かれた状態を維持することが重要であるのに加え、両協議会は米国の政府と連邦議会が迅速にペルー、コロンビア、パナマ及び韓国との二国間貿易協定を承認する努力を続けることを要望する。

日本経済

日本経済は、設備投資と輸出に支えられて比較的良好な状況を維持している。第二四半期に実質 GDP が減少したにもかかわらず、2002 年に景気回復が始まって以来続いている現在の緩やかな成長の過程をたどり続けている。企業の負債の水準引き下げは大きく進展し、新たな生産設備や機会への大規模な投資と輸出の拡大を続けている。しかしながら、将来に対しては、いくつかの不透明な要因がある。

第一に、日本の輸出は、中国・アジア向けを中心に前年よりも速いペースで伸び続けているが、これからサブプライム・ローン問題が米国の成長にもたらすであろうネガティブな影響が、今後の輸出の伸びを抑える可能性がある。1980 年代半ばと同水準にある弱い円が、輸出の拡大を支え

てきた要因の一つとなってきた。

第二に、個人消費が低迷している。雇用の伸びは続いているが、ベビー・ブーム期に生まれた高所得の人々が労働市場から退き、代わって所得の低い若い人々が入ってきていることで、勤労所得全体は減少している。世界的な金融市場の混乱と年金問題が引き金となった株価の下落も、消費者の心理を損ない、さらに個人消費を抑えることとなった。

第三に、建設部門の伸びが鈍化し始めている。供給側では、建築基準法の改正を受けて 6 月から住宅投資が著しく減少し、マンション等の着工が前年比で著しく減少することにつながった。住宅に対する需要も、地価と建築コストの上昇によって価格が上昇したことで、伸びが鈍化した。

これらの要因は、1 バレル 90 ドルという石油価格とあいまって、今後数ヶ月注意を要する。政府は地域間の格差、企業間の競争力格差、増加する財政赤字といった問題に取り組んでいるが、同時に、人口と労働力が高齢化する中で日本の高い生活水準が維持できるよう生産性の向上につながる施策を続けることが重要である。

グローバルな金融のハブとしての日米金融市場

昨年、両協議会は日米両国政府がグローバルな金融センターとしての地位強化のための努力を継続していることを認めた。両協議会は本年も引き続き、日米両国政府が目標達成に向けた方策を確立するために、継続的かつ積極的に取り組んでいることを評価する。

両協議会は、専門性の高い人材や管理者の処遇が自国市場の魅力及びグローバルな金融業に関わる人達にどれだけ影響を及ぼすかについて把握すべきと考える。この中にはそれぞれの国における職務権限を有する管理者の取扱いや国外居住者に対する税制上の取扱いも含まれる。日米両国は、自国の労働者の質を高め、課税基準の拡大に繋がる優秀な外国人労働者を惹きつけるために、入国管理制度を改善すべきである。米国政府は海外に居住する米国人に対する課税をグローバル・スタンダードに適合させるべきである。

両協議会は、市場の透明性を確保することが、市場参加者の意思決定の不確実性を軽減し政策の実効性を高めることに加えて、金融市場に係わる政策の正確な理解を促すことで金融及び金融システム全体の安定性向上に資するものとする。具体的には、政策立案過程における官民の対話の促進、商品認可や行政処分に関する基準の公表、適切なパブリック・コメント手続き、ノー・アクション・レター制度、解釈指針等を活用することが、企業の法令遵守対応における一貫性と対応能力を大幅に改善するものとする。両協議会は、金融庁が 2007 年、検査マニュアルの改訂や行政処分に関する考え方の公表、ノーアクションレター制度の活性化を目指した取り組みを

行ったことを歓迎する。両協議会は、各規制に関する金融庁の解釈について、市場が共通の理解を得ることが重要であると認識しており、顕著な問題については、企業が前もって対処出来るように、法令等の解釈に係る通知を发出することを求めている。両協議会は、規制の透明性を確保するために、日本で活動する外国金融機関に関する金融コングロマリット規制のガイドラインを一層明確にすることを要望する。

両協議会は、日本における現行及び将来の税制がビジネス活動や経済成長にどのような影響があるのかについて、日本政府は慎重に検討すべきであると考え。また、日本における法人税は国際的な水準まで低減されることを要望する。仮に日本政府が今後消費税の見直しを行う場合には、付加価値税に関するグローバル・スタンダードとの整合性を確保するとともに、全額出資関係にあるグループ会社間取引に係る消費税の取扱いを再検討すべきである。さらに、両協議会は、キャピタルゲインや配当金に対する個人所得税の減税措置が2008年以降も継続され、またキャピタルロスを債券投資や預金から発生した利子所得から控除することが認められるべきであると考え。

米国において、米国企業改革法(以下、サーベンス・オクスレー法)は証券市場に対する信頼回復の一助となったが、同時に、上場企業のコンプライアンスに係る費用負担の大幅な増加をもたらした。日本において新たに成立した金融商品取引法では、サーベンス・オクスレー法に類似する内部統制に係る開示とその他の報告義務が定められている。両協議会は日米両国政府が当該法令に係るコンプライアンスに要する費用と時間の負担を軽減すると同時に当該法令の効果を高めることを実現するという視点から、産業界の関係者と対話を重ね、法制の見直しの検討を継続すべきであると考え。

両協議会は、日本政府として金融商品取引法が同法の重要な目的である投資家保護を達成するために、最も効率的に機能しているかにつき、検証していくべきであると考え。また、両協議会は「金融・資本市場競争力強化プラン」を2007年末までに進展させることを盛り込んだ「経済財政改革の基本方針2007」を支持している。さらに、規制を策定時だけでなく、経済活動を助けるような方向で意図された効果を発揮しているかどうかを検証するために、施行後定期的に費用対効果分析(客観的手法や定量的分析など)を行うべきであるという経済財政諮問会議の提言を支持している。

最後に、両協議会は、両国民が将来の経済的な備えをより安定したものにできるように、行政機関と民間企業は共に、一般市民の金融教育を推進していくべきと考え。

年金改革

両協議会は、日本における少子高齢化の進行を踏まえ、公的年金制度と補完関係にある企業年金制度の充実が、今後さらに重要になると考えている。特に、確定拠出年金制度の普及は、年金制度充実の観点のみならず、証券市場活性化や労働市場の柔軟性確保の観点からも重要である。両協議会は、日本政府に対し、現行の確定拠出年金制度について、以下の改善を行うことを要望する。

- (1) 拠出限度額の大幅な引き上げ
- (2) 特別法人税の廃止
- (3) 従業員による任意の補完的掛金拠出の容認
- (4) 加入対象者の門戸拡大
- (5) 確定拠出年金資産の支払要件の緩和
- (6) 確定拠出年金間のポータビリティの拡充
- (7) 確定拠出年金運用商品の選択肢の拡大促進

米国においては、確定給付年金制度における積立不足の問題に対処する 2006 年年金保護法が成立している。同法では、確定拠出年金への加入を促進するための従業員の加入自動化や 2001 年に制定された拠出限度額引き上げ措置の恒久化などの制度改善も行っている。

郵政民営化

郵便貯金・郵便保険

2007 年 10 月 1 日、郵政事業が民営化された。なお、9 月に認可された「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」では、郵便貯金銀行(以下、「ゆうちょ銀行」)及び郵便保険会社(以下、「かんぽ生命」)が民営化後、新たに提供する商品・サービスも示されており、早期に業務範囲の拡大を希望する意向が示されている。

ゆうちょ銀行・かんぽ生命によって民間業界が不当に不利な立場に置かれないようにするためには、「対等な競争条件の確保」が重要であり、状況を総合的に考慮した上で、効果的な措置を講じなければならない。両協議会は、ゆうちょ銀行・かんぽ生命による新商品の引受け／開発にあたっては、日本郵政株式会社を通じた間接的な政府出資の解消等、対等な競争条件の確保が前提になると考える。

こうした観点から、新規業務・商品分野への参入認可に関するプロセスは極めて重要である。特に、民営化の進捗状況を監視する郵政民営化委員会の審議は、関係団体から意見を聴取する等、透明性のある方法で運営されるべきであり、また、業務範囲拡大に係る認可申請があった場合に

は、民間金融機関との対等な競争条件を欠くことのないよう、慎重にご検討いただくことを強く要望する。

郵便事業(エクスプレスサービス)

郵便事業株式会社は2007年10月1日に事業を開始した。

郵便事業株式会社のエクスプレスサービスやその他の付加価値のあるデリバリーサービスによって民間業界が不当に不利な立場に置かれなくするために、「対等な競争条件を確保すること」が重要である。これを達成するための効果的な措置は、国内の「ゆうパック」や国際のEMSを含む全てのエクスプレスサービスを含むが、その措置は経済全体の健全性と顧客や納税者の利益が維持・向上されるという基本的考え方を確かなものにするために講じられなければならない。

こうした観点から、郵便事業会社と民間業界の間の対等な競争条件の確立に向けた当面の進捗状況の監視について、郵政民営化委員会がさらに積極的な役割を果たすことを、両協議会は要請する。両協議会はまた、明確な透明性、民間業界との常日頃からの意思疎通、民営化の進展に伴って民営化委員会ならびに郵便事業会社の事業を監督する諸官庁に対しての有意義な意見の提供が、民営化委員会により確実なものになることを要請する。

ヘルスケア・イノベーション

健全な高齢社会の構築には、人々の生命を救い生活を改善する革新的な製品・治療法を創出する医療産業が不可欠である。これらの製品・治療法は、入院日数を短縮し、医療コストを削減する。

両協議会は以下の理由から、医薬、バイオ、医療機器といった革新的な医療技術産業が日米両国にとって重要であると確信する。

- 第一に、革新的な医薬品、バイオ医療、医療機器は現在の高齢社会においてますます重要となっている。これらは、より長く健康的で生産的な生活を支え、人々の生活の質を高めるものである。
- 第二に、ヘルスケア産業はサイエンス/テクノロジーベースの産業であり、教育水準の高い労働力と高度な社会資本を持つ日米両国は競争上の利点を有している。
- 第三に、ヘルスケア技術は先進の経済社会においても、最も大きく成長性のある革新的な部門の一つとして、全体の生産性向上と経済成長に際立って貢献するものである。

両協議会は、日本政府が「イノベーション 25」の中でヘルスケアを重点分野に位置付け、その目標に向けて継続した取り組みが進められていることを評価する。加えて、「革新的医薬品・医療機器創出のための5ヵ年戦略」の実行と「官民対話」の継続的实施を通じ、人々のクオリティーオブライフの向上と経済成長の実現が図られることを期待する。米国においては、医薬品、バイオ製品、医療機器の発見を実際の製品へと変換するための科学的プロセスの近代化に向けた国家的取り組みである「クリティカル・パス・イニシアチブ」が、FDAによって実行に移されている。

革新的な医薬品や医療機器の創出を支えるために必要なルール、市場環境について両協議会は以下のように考える。

政府がイノベーションを促進する最良の道は、特定の技術や企業を奨励することではなく、研究者、科学者、企業家、投資家、製造業者が最良のアイデアを追求できるよう、それに最も適した環境を構築することである。

そのために、

- (1) 製品の上市前後において、タイムリーで合理的な決定が可能な、予見性と透明度が高く効率的な規制・制度
 - (2) イノベーションを評価し、公正で適切かつ予見可能な償還システム
 - (3) 治験をサポートする健全な臨床試験環境
 - (4) 適切な知的財産権保護と技術移転の仕組み
 - (5) 健全なベンチャー市場の形成
- が必要である。

これらに鑑み、以下に示す点について、改善が図られるべきであると考える。

提言: 医薬品

1. 研究開発プロセスの改善: 日本における臨床試験は、他の主要市場より高価で時間を要する。両協議会は、臨床試験の対応能力を高め、多くの競争を取り込むというような現実的な施策が重要であると考える。加えて、他の主要国との協調を阻害する規制要件にも注意を払う必要がある。
一方、米国においても医薬品開発の時間とコストは問題視されており、研究開発プロセスの効率化に向け、FDAはクリティカル・パス・イニシアチブを開始した。両協議会はFDAのこの取り組みを支持するものである。
2. ドラッグ・ラグの解消: 日本には、他国で使用できるにもかかわらず、日本の患者はアクセスできないという課題がある。新薬上市までの期間において日米に2.5年もの開きがある。この要因には、治験に係る期間が長く、コストが高いこと、医薬品医療機器総合機構(PMDA)の審査に

要する時間が長いことなどが挙げられる。厚生労働省とPMDAは、2012年4月1日までにバイオ医薬品を含めた標準的新薬の全承認期間を、中間値で12カ月短縮し、さらに開発期間を1.5年前削減するという目標を掲げた。これは最も期待するところである。これを実現するために、PMDAは審査等の手数料の引上げを行い、一気にスタッフの増員を図ろうとしている。著しくかつ着実な進歩が2007年4月1日から2012年4月1日を通じた承認期間に見られることが重要である。両協議会は、海外では承認済みで今日日本では未承認の製品が使用可能となるための取り組みを、日本政府がさらに推進することを推奨するものである。

一方、米国においても新薬のより早い承認が望まれている。両協議会は、処方せん医薬品ユーザーフィー法(PDUFA)の改定実施により、安全性とスピーディーな承認の両立が図られることを強く望むものである。

3. **薬価制度改革**: 日本のドラッグ・ラグの要因には、新薬に対する評価が適切でなく価格に魅力がないことや、薬価改定による引下げも挙げられる。特許期間中における製品のイノベーションの価値をより適正に反映するため、抜本的な薬価制度改革が必要である。米国研究製薬工業協会(PhRMA)と日本製薬工業協会(JPMA)は薬価制度改革案を7月に発表した。日本政府は、イノベーション促進とドラッグ・ラグ解消の観点から、これらについて真摯に検討を開始し、早急に実現を図るべきである。そして少なくとも実現までの間、年1回改定や売上増による市場拡大再算定など、特許の価値を損ねるような対応がなされるべきではない。
一方で、米国においても、政府の医療費への介入の懸念が増加している。イノベーションや患者と医師の選択、経済成長を阻害することのないよう、米国政府は市場原理に基づく施策を一貫して講じるべきである。
4. **知的財産権の保護強化**: 厚生労働省はデータ保護期間を6年から8年に延長することを決定した。両協議会は、米国においても日本並みの独占販売期間を確保できるよう、米国政府が現在5年であるデータ保護期間を延長することを推奨する。加えて両協議会は、イノベーションと知的財産権の保護強化が、新しく有用なライフサイエンス技術および医薬品の開発に重要な役割を果たしていると断言する。新規性が高く有用な医薬品や治療への患者のアクセスは現在も、そして今後も常に日米両国とそのイノベーターたる企業にとって、重要であり続けるであろう。両協議会は、これらの重要な産業分野で、知的財産権が弱められることのないよう、日米両政府が特許医薬品のカウンターフィット(偽薬)と戦い、保護されるべきイノベーターのデータに対するイノベーターでないものによる不当な侵害の防止を要望する。

提言：医療機器 / 技術

1. 臨床試験や新技術開発の環境改善の推進

- 医療機器のイノベーションには、メーカーと医師との密接な協力が必須であることを踏まえ、患者に対する適切な保護を考慮した上で、メーカーがプロトタイプを臨床研究に提供できる規制に関する環境を整備する。
- 治療や技術を開発すべき疾病領域とマイルストーンをビジョンとして定め、医療技術への投資の促進と助成を通じて、患者が将来の可能性に期待できる様にする。
- 効率的な研究開発や承認プロセスを通し、革新的技術を医療機器や治療に速やかに適用できるようにするための体系的なクリティカル・パスを策定する。

2. より早く、効率的な承認プロセスへの改善を促進する

- 医療機器のリスクマネジメント、科学及び技術に関する法規制に対する知見を更に深耕するため、産業、大学、行政間でレギュラトリー・サイエンスの研究を推進する。
- 審査の迅速化と質の向上を図るため、国際的慣行と合致する透明性を持った標準的な手順からなる確固たる合理的な審査基準を策定し、それに基づいた審査業務の管理を行う。
- 医療機器・技術の多様性を考慮し、メーカー、大学機関、国立研究所、第三者評価機関や国内外の医師などの専門家の活用を促進する。
- 審査側の作業負担を軽減するため、審査プロセスの一部あるいは全体を、外部機関に委託できる仕組みを検討する。
- 更に、製品を評価する審査官個人に責任を持たずのではなく、行政当局及びその運営自体がその責任を担保する。

3. イノベーションを創出する医療機器に対する償還プロセスを確立する

- 内外価格差調整(FAP)を使わず、より透明性のある価格再算定プロセスとする；FAPを継続する間は、適切な加重平均法をとり入れ、また参照国の変更や価格下落の下限の変更は行わない。
- 医療機器では改善・改良により、より良い治療が実現することを踏まえ、それらの改善・改良を含む革新的な製品には付加価値に見合った償還ができるよう適切かつ効率的な評価メカニズムを設定する。
- 既存区分に分類される革新的な製品に対しては、機能区分の細分化により、また新しく革新的な技術には、新たな機能分類を作ることにより、適切な償還額を設定する。
- また、より良いQOLとコスト効率の高いケアを実現するとの見地から、革新的技術による予防・早期発見・治療の価値を認めるべきである。

4. 両国の審査機関に協働を提案する

- 規制環境のハーモナイゼーション及び人材の交流を継続して推し進める。
- 申請データや審査結果を、部分的であっても相互に受け入れるシステムやプロセスの確立のための議論を開始する。
- 第三者認証機関(Notified Body)のような第三者機関の設立により、両国が審査結果を活用できる様なコンセプトを検討する。

エネルギーと環境 / 気候変動

気候変動と人間活動の寄与に関する理解の深化に基づき、日米両国政府が気候変動の緩和に向けて、更に早急かつ精力的に対策を講じなければならないということに両協議会は合意する。温室効果ガス(GHG)の排出抑制の遅れは不十分なりスクマネジメントであり、将来、極端でよりコストのかかる対策を両国に強いることになる。来年のG8サミット開催国としての日本の役割と、エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国会合の主催者としての米国の役割に鑑みて、日米両国は2012年より後のポスト京都議定書の国際的な枠組みを効果的で、現実的かつ柔軟にするためにリーダーシップを発揮する立場にある。将来の市場状況の確実性を最大にするために、ポスト京都の国際的枠組みについて2010年までに合意に達することが必要である。

両協議会は、次の重要な原則がこのような枠組みには必要であると考える。

- 1) 予測可能性: 企業が適切な計画立案と適応ができるように、明確かつ現実的で科学的な、中・長期の温室効果ガス削減目標と公約が必要である。CO₂排出に関連するコスト/利益を示す“予測可能な市場シグナル”は、企業がより効率的で高額な資本設備への投資を正当化するためや、より長期的には、新技術を開発・採用するために必要である。米国においては、複数の州それぞれに排出削減目標や計画が存在するが故に生じる混乱や遵守の困難さを避けるため、連邦によるプログラムを作ることが特に必要である。
- 2) 包括性: 実行可能な国際的または国内プログラムは、米国、中国、インド等を含む全ての主要な温室効果ガス排出国およびセクターを含まなければならない。
- 3) セクターの中立性と公平性: いかなる目標も、特定の産業や排出源に過度の負担を課すものであってはならず、セクターや排出源の間でバランスの取れた形で設定されなければならない。削減義務は、その実現のために、各セクターや国の相対的な能力を考慮すべきである。
- 4) 市場の柔軟性と効率性: 実行性を高めるためには、義務的な枠組みを含むいかなるプログラムも、排出削減対策の経済成長への影響を最小化するよう柔軟性を持つものでなければならない。各国の事情によって、キャップ&トレードやベースライン・クレジットシステム、ベンチマークや性能基準、租税優遇措置などの様々な手段が必要となるであろう。市場が排出削減のための新技術を刺激して、投資家への適切な利益還元と、固定資産の秩

序ある取替えを確実にするよういかなるプログラムも構築されるべきである。

多大な調整費用が存在する一方、以下に示す政策やアプローチが採用されれば、気候変動への挑戦は日米両国に新しいビジネスチャンスを与えると両協議会は考えている。

- エネルギー効率を重視：

新しい設備を追加することに比べ、半分の費用で省エネが可能となる等、エネルギー効率の改善は気候変動戦略の基礎となるべきである。国際エネルギー機関(IEA)によれば、建物と電化製品は長期計画で求められるCO₂総排出削減量の24%を占める。両協議会は、両国政府が商業ビルや住宅、電化製品に関するより厳格な規制や基準を作り、その遵守を確実にするための対策に協力して取り組むことを求める。自動車燃費の大幅な改善も必須であるが、それらは、経済的・技術的に実行可能であり、かつ妥当な期間で段階的に実行されるべきである。

- セクターに焦点：

中国、インド、ブラジルなど主要排出国を、国際的な温室効果ガス削減枠組みに参加するよう促すために、より効率的かつクリーンな技術を途上国が採用するインセンティブを日本や米国などの先進国が提供できるようにする「セクター別」アプローチの活用を両協議会は支持する。セクター別アプローチは、ベスト・アベイラブル・テクノロジー(BAT)やベスト・プラクティスを共有し、共通のベンチマークを設定する、技術ベースの国際協力を通じて適用される可能性がある。

- 再生可能エネルギーの開発・普及を加速：

水力、風力、太陽光、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー利用の増加は、温室効果ガスを削減するとともに、エネルギーの安全保障、多様化、省エネを促進する。両国政府はこれら技術の更なる研究、開発、採用及び利用を奨励するため、可能な限りの短・中期的な対策やインセンティブを検討すべきである。

- 原子力協力を拡大：

原子力発電はエネルギー安全保障・温室効果ガス削減に貢献する可能性のある最も重要なものの1つとして、幅広い理解を得ている。したがって、日米政府は、両国において新規原子力発電所の建設の奨励を継続すべきである。両国政府及び産業界は原子力産業の更なる発展を支援するため、以下のイニシアチブにおける協力を促進していくべきである。：国際原子力エネルギーパートナーシップ(GNEP)：新規原子力発電所の政府融資：「第3,4世代」など次世代原子力発電技術の開発：発電所の安全性・廃棄物処理・核拡散・国際的な原子燃料

供給保障メカニズムの確立に関する政策やベスト・プラクティス

- クリーンコール技術を開発：
IGCC(石炭ガス化複合発電)や炭素の回収・貯留を含む、クリーンコール技術の開発や適切な利用を促進するための、効果的な規制枠組み、インセンティブ、国内/国際・官/民での協力が必要である。この技術を妥当な価格で提供できるかは、いかに多くの商業規模プロジェクトを展開し、時間をかけてコストダウンを促すことができるかどうかによって相当程度左右される。
- アジア太平洋パートナーシップ(APP)活動を促進：
APP は、A)温室効果ガス削減のベスト・プラクティスの共有、B)革新的でよりクリーンなエネルギープロジェクトの開発、C) 先進技術を展開するための障害の特定や効果的なインセンティブの創出などの、官民によるセクター別協調行動のベストモデルの1つになる大きな可能性を有する。この可能性を最大にするために、両国政府は APP をより効果的なメカニズムにするために、必要な手段と政治的影響力の行使に努力すべきである。
- 「クリーン」技術移転を促進：
風力タービン、ソーラーパネル、ヒートポンプなどの「クリーン」技術の主要生産者として、日米両国は途上国、特に大量排出国に対する技術移転を加速すべきである。APP のような、多国間協調プログラムがこのプロセスを促進する。日米両国政府は、二国間では米国輸出入銀行や国際協力銀行を通じて、多国間では世界銀行とアジア開発銀行を通じて、クリーンな技術の購入資金を融資するプログラムを考案すべきである。WTO や APEC を通じて、クリーン技術の輸出に影響を与える関税、非関税政策を除去するための積極的な努力もすべきである。
- CDM を改善：
プロジェクトベースの柔軟措置である CDM は、適切な修正が行われた場合、技術移転を通じ、先進国から途上国への相当な資金の流れをもたらす可能性をもつ。CDM メカニズムは継続的に改善され、拡大されなければならない。

労働市場の流動性

労働市場の流動性は、日米両国における経済成長の鍵をにぎる重要な要素であり、また生産性向上のための最も重要な方策のひとつであるということ、両協議会は昨年引き続き強調したい。特に、とりわけ少子高齢化社会を向える日本にとって重要である。

昨年の両協議会共同声明では、日米二国間経済問題協議の場を通じて、日本の労働政策関係課題の検討を一層強化するように求め、いくつかの法制度改革の採用を両国政府に要望した。

しかしながら、日本の政治情勢から、2007 年におけるこうした労働法制改革に関するアクションは実現することがなかった。

社会の変化や多様なニーズに合致した働きやすい就労機会をつくりだすことは、日本政府にとっての最重要政策課題のひとつである。とりわけ、両協議会は日本政府が以下の四点を含むさまざまな労働政策に関する提案を早期に実施することを強く求める。

- (1) 不当解雇とみなされる場合の定義や範囲をより明確にする
- (2) 代替的な紛争解決手段として、金銭解決制度を導入する
- (3) 労働時間規制の適用除外の範囲を拡大し、より明確に定義する
- (4) 確定拠出年金制度を改善する

労働分野における政策課題は、対立する利害関係者間のバランスをとりながら取り組む必要があり、困難な課題であると両協議会は認識している。日本では、仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)、女性や非健常者などの活用(ダイバーシティ)に関する政策や、高齢化し減少する労働力への対応といった政策課題も抱えている。しかしながら、日本経済がよりグローバル化するにつれ、時代のニーズに合わない労働法制のままでは、日本企業の競争力を損なうだけでなく、グローバル企業の投資対象国としての日本の魅力にも影響を及ぼすことになる。

柔軟な雇用ルール、業績に基づく報酬制度、ポータブルな(確定拠出)退職金制度など、米国の労働市場は、よりダイナミックになっている。こうした柔軟性は、最近の米国経済の力強い発展をもたらす鍵となっている。また、米国では多様な政策課題にも直面している。とりわけ情報技術、ヘルスケア、ファイナンスといった知識に基づく高付加価値産業においてより高度なスキルを持った労働者がますます必要となり、それに対応するために K-12(幼稚園から高校)や高等教育機関における意味のある改革が不可欠となっている。

こうした法制度改革の過渡期には、労働者を支援するための社会的なセーフティーネットや再教育訓練プログラムの充実が、両国にとって必要である。

知的財産権

両協議会は、グローバル化の進展と IT 技術の急速な普及といったビジネス環境の変化の中、知的財産が、企業の生み出す価値の源泉、イノベーションの推進力として、ますます重要性を増していると理解している。両協議会は、日米両国が国内外で、知的財産権に関する制度を強化していくべきであるとの共通認識をもっている。そのために、以下の領域において両国政府がリーダーシップを発揮することを要請する。

第一に、両協議会は、日米両国政府が、国際レベルの特許制度の重要な施策として、特許審査ハイウェイや実体特許法条約などについて、イニシアティブをとることを推奨する。その際に重要なことは、米国政府が先願主議を採用し、米国の特許制度の運用が国際的なルールや手続きと調和することである。両協議会は、この重要な案件に関する法律が、最近、米国の下院を通過したことを評価しており、本件について、さらなる進展を望んでいる。

第二に、両協議会は、米国政府に対して、特許審査の質の確保、地方裁判所の裁判官の専門性を高めること、訴訟手続きと損害賠償額を合理的なものとするを通じて、特許制度を改善するよう要請する。日本政府に対して特許審査期間が短縮されることと、特許性判断の基準が統一されることによって特許庁と裁判所による基準の対立を避けることを要請する。

第三に、両協議会は、日米両国政府が協力して、官民の協力関係を生かしながら、第三国の政府に対して、問題解決のために必要な措置を講じるよう促すことで、それらの国における知的財産権の侵害をなくしていくよう求める。特に、両協議会は、両国政府が模倣品海賊版拡散防止について、引き続き協力をすることを支持する。その中には、模倣品海賊版製品を防止するための国際的な法的枠組みを構築する努力も含まれる。

第四に、両協議会は、知的財産および競争に関する法律が、消費者の便益を高め、イノベーションを促進すると確信している。この分野では、革新的で良い技術、製品、サービスを低価格で消費者に提供するという考え方で、政策的アプローチが推進される必要があると認識している。さらに、経済がますますグローバル化する環境では、特に IT やイノベーションが活発に起きている分野において、各国の知的財産と競争関連法の政策が、主要貿易相手国との間で齟齬がないことが重要である。

第五に、両協議会は、今日のネットワーク社会においてはシステムの相互運用性を確保することが明らかに重要な目的のひとつであり、ソフトウェア開発企業が、特許の強制許諾などの政府の介入なく、マーケットのニーズに応じて、様々なネットワーク間で利用できる製品を提供している点に留意する。実際に、特許は、相互運用性に関する産業界における戦略の重要な要素のひとつであり、自社によるイノベーションの経済価値を損なうことなく、所有する技術を企業間で共有することを可能にしている。

最後に、両協議会は、両国政府に対して、デジタル化や一層のグローバル化に伴う新しい課題への対応を要請する。具体的にはコンテンツの保護と利用についてのバランスの取れた対応などが含まれる。知的財産に関する移転価格の算定方法の明確化と相互協議や事前確認制度などの迅速かつ効率的な運用が必要である。

情報通信技術 (ICT)

両協議会は、イノベーションが成功している ICT 戦略の核心となっていることを認識する。そして、両国政府が、消費者に新しいアイデアや技術をもたらすために、企業や個人が市場で競争できる環境を維持することによってイノベーションに最も貢献できると考える。従い、政府は ICT 技術とアプリケーションの開発を細かく管理すべきでない。なぜならば、特定の技術や事業者を優遇することは、市場の競争原理をゆがめ、最終的にはイノベーションを鈍化させる要因になるからである。日本政府によるブロードバンド普及の振興は、いかに政府の政策が IT セクターの成長を適切に支援できているかの成功事例である。

変化し続けるインターネット環境上でのプライバシーに対する懸念へ包括的に対応するには、官民の密接な連携が必要である。両協議会は、協調的な取組みにより、市場主導型の技術ソリューションが促進し、既に合意されているプライバシーの原則が認識され、技術ソリューションとプライバシーの原則を支える法的枠組みの構築が促進されることを要請する。企業と政府が連携して取組むことによって、インターネットの潜在力を最大限に引き出すことが可能になると同時に、インターネット上の消費者のプライバシーへの不安を解決するための技術と体制を提供することができる。また、両政府は国境を越えて連携し、商取引が一貫性のあるルールに従って行われ、消費者にオンライン上の信頼を供与できるように、プライバシーの問題に取り組む必要がある。

ICT は世界経済の原動力であり、eコマース、グローバルなコミュニケーション、教育、エンターテインメント他多くの分野で最先端の発展をもたらしている。ICT は絶えず私たちの生活を変化させ、特に相互に結びつき、相互に依存した世界で育った世代に対して、新しく、エキサイティングな機会を提供している。両協議会は、我々の社会や経済の将来、国民の安全、世界の安全保障にとって欠かすことのできない、社会インフラとしてのより安全でディペンダブルなネットワークの確保及び違法・有害情報を排除するための政策 - サイバー犯罪に対する有効で、十分な執行能力をもった法律、国民意識の向上の支援等を含む - を要請する。両政府は、重要インフラ保護のための情報共有と戦略立案に基づいた官民パートナーシップの構築を支援することも可能である。

両協議会は、また、通信と放送の法的枠組みの調和が必要であると考え。新たな枠組みは、市場主導のソリューションを高く評価し、消費者がデジタルメディアにおいて継続中の技術とメディアの融合を享受すること、及びコンテンツ産業にグローバル発展のための基盤を提供することを目的とした新規参入者及びビジネスモデルの促進に一步近づけるべきだ。両協議会は、インターネット、放送、次世代ネットワーク上の新たなサービスにおいて、幅広いコンテンツを視聴できることが、コンテンツ配信のための新技術の恩恵を十分に得るために必要であると考え。これにより、両協議会はデジタルコンテンツ配信の新たなビジネスモデルができることを期待している。新しいメディアビジネスを実現させるには利害関係者間の適切な利益配分が必要となる。

両協議会は、日本政府の医療システムの生産性改善、高齢化社会への対応、医師不足に対する取組みのための達成目標を共有する。両協議会は、ICT は効果的に患者情報を共有するために重要であり、このために医療用語・ドキュメントの標準化や確実に個人情報保護のための業界全体のプライバシーとセキュリティの基準(Healthcare Public Key Infrastructure-HPKI)の設定に一層取り組む必要があると考える。両協議会は、市場主導のソリューションが最終的には消費者に最大限の利益を与え、カスタマイズされたソリューションよりも広く共有されたアプローチの採用を促進させると考える。

物流セキュリティ

今日のようにサプライチェーンがグローバル化した時代にあっては、物流(ロジスティクスと輸送)はビジネスにとってますます重要性を増し、戦略的な要素となっている。2001年の米国同時多発テロ以降の世界において、セキュリティを確保しつつ、開放的でスムーズな貿易システムを維持していくためには、政府と産業界が緊密に協力し、新しいセキュリティ制度を開発、実施していくことが不可欠である。国家間で協力し、調和のとれた要件のもとに各々が施策を導入することは、物流が増大し、各国政府が貨物のリスク判定能力を高めようとしているなかで、貿易の円滑化を促進する機会を提供することができる。

一部、なかでも海上貨物においては、“10 プラス 2”と呼ばれる追加的なデータ事前提出義務やコンテナ貨物の 100%検査条項などの新たな要件が検討されているが、両協議会は、これらが日米間(ならびに他の市場間)の貿易をより複雑でコスト高なものにすることを懸念している。したがって、両協議会は日米両政府に対し、明白なセキュリティ面での恩恵がなく、リードタイムの増加やコスト増につながる措置を変更あるいは排除することを目的に、物流セキュリティに関する対話を継続するよう強く要請する。

物流セキュリティの問題は、本来二国間で完結する問題ではないということに留意すべきである。ゆえに効果的な対策には多国間の枠組みが欠かせない。その意味で両協議会は、新たなセキュリティ環境の中で国際貿易の円滑化に向けた世界共通ルールやプログラムを推進している世界税関機構(WCO)などの機関を通じ、物流セキュリティ要件の調和を図る多国間の取り組みを支持する。現在までのところ、日本、米国を含む 149 カ国が WCO で採択された「国際貿易の安全確保及び円滑化のための『基準の枠組み』」(SAFE 枠組み)に基づき対策を実施することに合意している。APEC においても貿易の安全確保と円滑化に関する独自の枠組みのもと、両者の調和を推進している。

提言

- **セキュリティ要件の調和を図り、コストに見合ったプログラムの徹底を:** 米国をはじめ各国政府は、WCOのSAFE枠組みに関する活動を通じて、政府が国際貨物のリスク評価を目的に貿易業者から事前に収集できる総合的なデータのリストを作成した。しかし、米国は“10 プラス2”ルールの提起で、SAFE枠組みで合意された範囲を超えた一方的なデータ提出義務を課そうとしている。これは悪しき先例をつくるものであり、貿易業者に不必要かつ処理不能なコストを負わせることになる一方的行為の典型である。セキュリティ要件の国際間の調和を今後も支持、推進していくためにも、両協議会は“10 プラス2”の実施に先立ち、SAFE枠組みにおいて確立されたメカニズムを通じて必要な修正を行うよう米国政府に対し強く要請する。さらに、両協議会は他の経済団体と同様、データセキュリティ、専有情報の漏洩防止、一部事業者にとってのデータ入手の困難性などの観点からも、“10 プラス2”ルールに懸念を抱いている。両協議会では、セキュリティの強化がビジネスにとってのコスト増に十分に見合うものかどうか、このプログラムに対する徹底的な費用便益分析が必要であると考えている。“10 プラス2”ルールに加え、いわゆる24時間ルールも、WCOにおいてSAFE枠組みの中核を成す要素として合意はされたものの、依然として問題をはらんでいる。“船積み前”に貿易データを提出するというセキュリティ要件が生む問題を解決するために、取り組みが図られるべきである。
- **認定された経済事業者(AEO)制度における相互認証を実現する:** 両協議会は日米両政府に対し、それぞれのAEO制度の相互認証実現に向けた共同作業を継続するよう強く要請する。互換性のある認可事業者制度及び相互認証は、統一された手順を確立し、企業がそれを順守することで二国間貿易の円滑化につながる。同様に、両協議会は両国政府に対し、貿易業者に対する要件の簡素化と調和化を促進するためのナショナル・シングル・ウィンドウの実現に向けた作業も継続するよう奨励する。
- **コンテナ貨物100%検査条項の再考を求む:** 両協議会は、米国が2012年までに開始する、米国向け全コンテナ貨物の積出港での検査の義務化を憂慮している。この要件は、世界中から米国に入港する膨大な数のコンテナ(2006年には1,200万本)を考えると、国際貿易の円滑な流れを阻害するおそれがある。またこの要件は、サプライチェーンの様々なポイントにおいて重層的なセキュリティ体制を敷く現在の米国のリスク管理の原則とも矛盾する。現行の重層的なセキュリティ体制は、サプライチェーンのある1つのポイントで100%のソリューションを得ようとするよりも、限られたセキュリティ資源を最も効果的に活用できると専門家の多くが考えている。この点に関し、両協議会はこの条項の再考を強く促すものである。

経済連携協定

両協議会は、日米両国が両国間よりも、それぞれアジア諸国と経済連携を加速させており、アジア太平洋地域において、米国主導、日本主導のものを含め多くの二国間もしくは地域間協定が締結・交渉されているこの時期に、日米間の経済関係を最も効果的かつ永続的に強化するための手段として、包括的かつハイレベルな経済連携協定(EPA)を日米両国間で締結することを引き続き強く支持する。

両協議会は、日米EPAは「FTAプラス」の協定として、WTOのルールに基づき、「実質的に全ての貿易」及び「実質的に全てのサービス分野」を含むものとする。日米EPAでは、関税に加え、法規制とその透明性、物流、基準・認証、商法、投資ルール、資本と為替市場、農業、アンチダンピングなどの貿易救済措置、競争政策、人的資源とヒトの移動、知的財産権、安全な貿易などを含む非関税措置が対象となるであろう。

APECにおいて、環太平洋地域の経済統合の動きを加速させ、長期的に、アジア太平洋地域の自由貿易圏構想(FTAAP)に発展させる努力があるが、両協議会は、日米両政府のAPECに対する協力を評価する。日米EPAもまた、そうした経済統合を前進させるスタートであり、良いモデルとなるであろう。

両協議会は、日本経団連、ビジネス・ラウンドテーブル及び在日米国商工会議所(ACCJ)など両国の主要な経済団体が、昨年来、日米EPAを支持してきたことを歓迎する。そして、両国政府が、米国が第3国との間に締結したFTA及び日本政府が第3国との間に締結したEPAの内容について、「情報交換」を開始したことを歓迎する。こうした動きは大きな進展であり、民間企業や両政府がより強力に前進させていく必要がある。

日米EPA交渉の開始に影響を与える政治的な課題やその他の問題が存在するが、両協議会は、2009年に交渉を開始できるよう、今まさに地ならしのための行動を起こすべきであるとする。具体的に、包括的な日米EPAが締結された場合の経済効果、交渉を優先すべき分野、及びセンシティブな分野について、2007年後半から2008年後半にかけて、広範な分析や情報交換を行っていくことが望ましいと考える。両協議会は、日米EPAへ向けた交渉は、一部の分野では複雑で困難なものになるかもしれないが、将来的には両国に政治・経済上の大きな利益をもたらすものと認識している。センシティブな分野の課題の解決に向けて十分に配慮しつつ、幅広い観点から日米EPAの検討を進めることが重要であると両協議会は考える。

両協議会は、この面においては民間セクターが主導的役割を担うべきであり、他の産業団体や組織と互いに協力しながら、その分析や対話を支援したり、直接参加するべきであるとする。

かしながら、両協議会は、両国政府が、そうした活動に信頼性を与え、日米 EPA に対するより広範な支持の獲得と締結へ向けた勢いの維持のために、そのような活動に参画したり、承認することが非常に重要であるとも信じる。

日本にとって現在最も重要な課題は、農業の国際競争力の強化をはかり、産業として農業を活性化させるために、構造改革を推進することである。同時に、国際化への対応と健全な農業とを両立させる方策の確立も急務である。日本の経済界は、現在進行中の農業構造改革を引き続き支援する。

要するに、戦略的、政治的、経済的に日米 EPA は今まで以上に喫緊の課題となっている。上記のような具体的な方策を講ずることにより、日米 EPA の実現可能性は大きくなるだろう。両協議会は、今後両国政府がそうした方策が進展するよう行動することを強く要請する。